

施設		認定	利用料	特記事項	
幼稚園	移行しない園 (新制度対象外)	なし	今までどおり園が決める額	年1回、就園奨励費が支給される。	
	移行する園	【1号認定】 4時間(教育標準時間)を利用	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p>保護者の所得に応じた額</p> <p>(応能負担)</p> <p>新制度では、利用料の算定において、所得税ではなく<u>市民税所得割課税額</u>を使います。</p> </div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p>月々の利用料が、25,700円を上限とした応能負担となります。</p> <p>年1回支給されていた就園奨励費はなくなりませんが、月々の利用料負担が少なくなります。</p> </div>	
認定こども園	幼保連携型 (0～5歳)	【1号認定】 4時間(教育標準時間)を利用			【1号認定】 現在の授業料等から就園奨励費補助を差し引いた額を基本として設定します。
		【2号・3号認定】 8時間(保育短時間) 11時間(保育標準時間)を利用			【2号・3号認定】 現在の保育料を基本として設定します。
保育園		【2号・3号認定】 8時間(保育短時間) 11時間(保育標準時間)を利用			平成26年11月に開催の子ども・子育て審議会に諮り、了承済み。
小規模保育 (共同保育所)		【3号認定】 8時間(保育短時間) 11時間(保育標準時間)を利用	保育園と同様に応能負担となります。		